

生活道路における 自動車の法定速度が 60 Km/h から

30

Km/h に引き下げ

一般道路(普通車)における違反点数と反則金

15 ^キ 未満の超過	1点・9000円
15 ^キ 以上20 ^キ 未満の超過	1点・12000円
20 ^キ 以上25 ^キ 未満の超過	2点・15000円
25 ^キ 以上30 ^キ 未満の超過	3点・18000円
30 ^キ 以上の超過	6点(免許停止)

※高速道路の場合は40^キ以上の超過で免許停止(6点)

スピード違反の罰則は

普通車の生活道路での速度超過のうち、30^キ以上のスピード超過は、違反点数が6点となります。生活道路の法定速度が時速30^キとなる9月1日以降、それまでと同じ

うっかり違反すると 免許停止の可能性も

交通ルールを守り安全運転を

法定速度や制限速度は、交通事故の防止と道路交通の安全・円滑を確保するために定められています。これを守ることは、自動車運転手、同乗者、歩行者、自転車の利用者を守ることにつながります。

生活道路は見通しが悪い場所や死角が多い場合もあります。通い慣れた道こそ「少しゆっくり」「安全に」を心がけ、新しい交通ルールを遵守しましょう。



詳しくはこちら
(警察庁HP)

問い合わせ先

岩手警察署(☎・62・0110)
市防災安全課・地域安全係(☎・内線1266)

大更地区の一部区域で行われている速度規制(ゾーン30)は継続されます

大更地区の一部(JR大更駅と大更小学校の周辺区域)では、県公安委員会により、通行車両の最高速度が時速30^キに規制される速度規制「ゾーン30」が行われています。この区域は、9月1日以降も「ゾーン30」の規制が優先し、区域内のセンターラインのある道路であっても最高速度は30^キに規制されます。自動車走行時には注意してください。

これまで、規制標識のない道路における自動車の法定速度の上限は60^キと定められていました。しかし、生活道路においては、歩行中や自転車乗用中に死傷した人の割合が高い傾向

なぜ30^キなの

本年9月1日から、私たちが日常生活で利用する、センターライン(中央線)などがない生活道路における自動車の法定速度が、時速60^キから時速30^キに引き下げられます(下図参照)。

9月から法定速度が引き下げ

日本の7割の道路で 法定速度が30^キに

指定速度	法定速度
規制標識や道路標識で指定された最高速度	改正道路交通法施行令で定められた最高速度
法定速度より指定速度が優先	普通車の場合 一般道 60 ^キ 生活道路 30 ^キ 高速道路 100 ^キ
規制標識 道路標識 あり	規制標識 道路標識 なし

このことから、道幅が狭い道路の安全対策として、センターライン(中央線)のない生活道路における自動車の法定速度を30^キに引き下げることにしたものです。なお、このような生活道路は、全国の国道・都道府県道・市町村道の約7割を占めるとされています。

写真でチェック

法定速度30^キに引き下げ
たとえばココが対象
(一部のみ紹介)

改正なし

指定された最高速度の
標識がある道路

指定速度が優先



改正なし

センターラインが
ある道路

法定速度60^キ



引き下げ

センターラインが
ない道路

法定速度が30^キに



法定速度が30^キに
引き下げられる道路

法定速度が60^キから30^キに引き下げられる道路は、主に地域住民の日常生活に利用されるような、センターライン(中央線)などがない道路(=生活道路)です。

※1 中央分離帯、防護柵、ワイヤーロープ、ラバーポール

※2 政府広報オンライン「常識が変わる！生活道路は法定速度30km/hへ」